

平成29年6月27日

陳 情 文 書 表

防 災 警 察 常 任 委 員 会

警察本部關係陳情

陳情番号	34-2	付議年月日	27.12.9
件名	障害者福祉の充実を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の趣旨</p> <p>我が国は昨年1月、「障害者の権利に関する条約」（国連・障害者権利条約）に批准しました。「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進する」（第1条）という目的が国、および神奈川県障害者施策において具体化されることを多くの障害者・家族、関係者が期待と関心を寄せています。</p> <p>障害のある人たちの医療と暮らしを保障し、その人らしく安心して暮らせる地域づくりのためにも、障害者権利条約に沿った障害者施策の改善・拡充は欠かせません。</p> <p>また、2013年6月に成立し、来年4月から実施の「障害者差別解消法」にかかわって、対応要領の作成など県の取り組みに関心が寄せられています。</p> <p>つきましては、障害者福祉の充実に向けて以下の事項を陳情いたします。</p> <p>陳情項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 重度障害者医療費助成制度を「障害者医療費助成制度」と改め、精神障害者2級までの通院費・入院費の助成とともに、年齢制限・所得制限を撤廃すること。当面、①精神障害者2級の方については精神科以外の通院費を軽減すること、②中軽度の障害者が65歳以降になって重度障害に該当した場合は助成制度を適用することなどについて、市町村と集中的に協議・検討し段階的・部分的にでも助成制度の改善を図ること。 2 入院が必要な場合に速やかに入院できるように現行の精神科救急医療体制を拡充するとともに、入院しなくても当事者と家族が対応できるような施策を検討、実施すること。また、救急医療相談窓口で「入院は不必要」と判定されても、家族が対応に困った状態のまま放置されることのないよう、入院以外の方法で救急対応できる施策を検討すること。たとえば、ニューヨーク市の「クライシスレスパイトセンター」のような、危機に陥った患者が一時的に滞在・休息しながら専門家の支援を受けられる支援施設の設置を検討すること。 3 精神科入院医療における医師・看護師の人員配置基準は、急性期病棟について一部改善が行われてはいるが、一般病院にくらべて低い状態は変わっていません。このような制度は、障害者に対して他の者と同一の質の医療の提供を規定した国連障害者権利条約25条に違反し、明らかに精神障害者に対する差別的取扱いです。長期入院中の精神障害者にも手厚い医療と看護が提供されるよう、現状の人員配置基準を変更すること。 			

4 エスコートゾーンの敷設を視覚障害者関連施設のある場所、バリアフリー重点地区、幅広い道路（たとえば県民センター前の横断歩道）などを中心に積極的に進めるよう、県警に働きかけること。

5 県の職員の健康管理をするためのヘルスキーパーとして、視覚障害者のあはき師を継続的に正規職として雇用すること。

6 「ライトセンターあんま・はり・きゅう室」が視覚障害あはき師の就労機会の拡大の場として位置づいていることに鑑み、県に目的外使用料として支払う費用を減額すること。

7 2017年4月開設予定の児童自立支援拠点整備事業にかかわって

(1) 職員体制・人員配置は、県立県営として、利用者支援に必要十分に対応でき、かつ、持続可能で安定した体制とすること。

(2) 職員の健康管理の一環として継続的なかわりが必要として配置されている「ヘルスキーパー」（マッサージ師）を配置すること。また、採用試験を行うこと。

(3) 園内診療所体制は県立直営で充実を図ること。看護師の職員体制は、早番、日勤、遅番の7:00～21:00の勤務とし、児童の日々の医療ケアとともに、緊急時、外部医療機関の付き添い等に十分に対応できるよう、安定したローテーションが組めるものとする。

(4) 診療所の核となる小児精神科医師、小児内科医等を計画的に採用すること。

(5) 障害児入所棟の利用者の通学先（特別支援学級・特別支援学校）の保障は移転の前提条件です。どのような検討と今後の見通しをもたれているのか明らかにすること。

(6) 情緒障害児短期治療施設棟の利用者のための園内学級の整備について、どのような検討と今後の見通しをもたれているのか明らかにすること。

(7) 食事は、医療と同様に、児童の生活の土台となるものであり、ちゅう房部門は民間委託せず、直営とすること。

(8) 児童が安心できるスムーズな移行、これから施設で生活する児童が快適に生活できるよう、設備・備品・消耗品については過不足なく整備すること。

8 自力通学に向けて、「通学支援員」制度を県の施策として実施すること。

9 障害児の放課後等デイサービスについて、県独自の支援策を講じること。特別支援学校の学校施設開放事業を継続し、対象校を増やすこと。

10 かながわ共同会復職拒否事件について、県への訴えや陳情の場を拒否せず話を聞くのは当然として、現在の裁判で不適切ではない部分が認められた際に、県として監査、指導、そして処分をしっかりと行いそれを公開すること。また、現状の表面的な監査指導でなく、組織の普段の細部の実態に着目し、深く監査等を行うこと。

陳情番号	118	付議年月日	29.5.23
件名	神奈川県警察監察官室に対してクーリングオフ制度に関する理解を深め、警察官への指導を徹底するよう求める陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>(1) 神奈川県警察本部監察室がクーリングオフ制度に関する理解を深めること。</p> <p>(2) 監察官室は、クーリングオフ制度に関して神奈川県警察職員に対する指導を徹底すること。</p> <p>2 陳情の理由 平成24年5月7日の事件について。</p> <p>(1) 請負工事契約をしたさい、県水道局指定店であり、県民として安心して悪さしないと考え訪問販売にて相談したが、大変悪質業者であった。(平成21年3月に、3か月間の業務停止命令を実施されていた。) 本件事例の一部「このままでは水道管が破裂する。」などと告げ、不要な工事を勧誘、について契約どきに妻に説明した。「不実告知(法第6条第1項)」「業務停止命令12か月が実施されていた。)</p> <p>(2) クーリングオフをしたさい、悪質業者より、妨害禁止行為、威迫・困惑(法第6条第3項)を受け、恐怖を感じ、パニックとなり、110番通報し警察に助けを求めたが、藤沢警察署の110番通報で駆け付けた警察官は、悪質業者の不実をうのみにして、クーリングオフを十分理解していないため、110番事案措置票で、本件は通報者宅の水漏れ修理業者とのトラブルである。とし、トラブル業者におどされている、(30代男1名)「ふざけんなこのやろうー」とおどされた。また、業者と口論となったもの。等と書き、実害等なしとしたが、警察官の職務第70条によりクーリングオフでないかと、確認が必要であった。(第70条とは、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処し、現在は1億円以下である。) 通報者当事者は無条件で契約の解除できる、権利により、契約の解除しただけ、前払金3万円を取るため、おどした、その後、支払った全額はクーリングオフを認め全額返金された。警察官の返金について、不適切な取扱があった。110番事案措置票で、警察官は、不適切な、取扱、事実は特定商取引法違反が適切な110番事案措置票であった。</p> <p>(3) 警察官は契約の解除(キャンセル)はクーリングオフを知らず、110番通報者の契約を解除した、について、警察官の職務特定商取引法罰則第70条により、業者に対しクーリングオフでないかと確認をおこたった、職務怠慢のミスである、また、監察官室もクーリングオフの証拠、請負工事契約書を持ちながら、クーリングオフを見落とした職務怠慢である、今後は契約書にクーリングオフとあるとき、また、契約の解除のトラブルは業者にクーリングオフを確認すること。</p> <p>(4) 請負工事契約書の裏面に、契約の解除、(以下「クーリングオフ」といいます。)ができます。とある契約書で契約の解除(クーリングオフ)をしたさいに、県水道局指定店と藤沢警察署、110番通報で駆け付けた、警察官に、消費者の正当な権利、無条件で契約の解除(クーリングオフ)ができる権利を侵害され、県民の一人の心豊かな暮らしを侵害され、精神的苦痛を受け、悩み、苦しみ、解決できず途方に暮れている。</p>			

安全防災局關係陳情

陳情番号	117	付議年月日	29.5.15
件名	北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>3月6日に北朝鮮が発射した4発のミサイルのうち3発が日本の排他的経済水域に着弾しました。その後、トランプ米大統領は、対北朝鮮に対する圧力を加えるためにこれまでにない兵力を朝鮮半島に集結させています。現在の朝鮮半島情勢は最大の緊張下にあるといっても過言ではありません。</p> <p>4月16日には軍事パレードに続いて弾道ミサイルを発射し、失敗に終わりましたが、さらなるミサイル発射や6回目の核実験の兆候が米韓の調査で明らかになっており、今後何があってもおかしくない状況にあります。</p> <p>3月のミサイル発射は「在日米軍基地を標的とした訓練」であったと発表していることや、核の小型化にむけた技術も進んでおり、日本の本土に北朝鮮のミサイルが飛んでこないとも限りません。</p> <p>北朝鮮が発射したミサイルは約10分で日本に届き、現在の迎撃ミサイルでは、複数のミサイルを迎撃することは困難です。たとえ迎撃できたとしても、ミサイルにサリンなどの化学兵器が搭載されていた場合には甚大な被害が広範囲に及ぶことが予想されます。その対応策は、「国民保護法」の中にも明記されていますが、国民への周知が足りておらず、国内での避難訓練は行われていません。</p> <p>北朝鮮のミサイルが日本に着弾するようなことが起こってから対応するようでは、市民を守ることはできません。よって下記要望致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃の緊急事態から国民の生命、及び財産を守るために、国、行政機関、都道府県、市町村、地方公共機関等、緊密な連携のもと、住民の避難や救援活動が円滑に進むよう、県知事が強い指導力を発揮すること。 2 国の指示を待ついとまがない場合には、県知事が迅速な判断のもと、適確な救援活動を実施すること。 3 『国民保護法』を市民に徹底し、核兵器やサリンなどに対する対処法を示すこと。 4 万が一、北朝鮮が発射したミサイルが日本に着弾した場合に備え、核やサリンなどを想定した避難訓練を県が自治体で実施するよう県知事が働きかけること。 5 武装テロなどへの適切な対策を講じること。 			